

広島県告示第四百九十六号

獣医療法（平成四年法律第四十六号）第十一条第一項の規定によって、令和四年度から令和十二年度までを計画期間とする広島県における獣医療を提供する体制の整備を図るための計画を別紙のとおり定めた。

令和四年六月二十三日

広島県知事 湯 崎 英 彦